

平成30年度事業計画

1. 基本方針

近年の少子・高齢社会の急速な進展や地域社会や家族機能の変化により、高齢者等の孤立、いじめ、児童・高齢者虐待、貧困の拡大など生活に対する様々な課題が深刻化してきています。

その一方で、毎年のように発生する自然災害においても地域住民の支えあいの重要性が特に注目され、見守り活動や災害ボランティア活動などにも大きな期待が寄せられている状況です。

社会福祉協議会においては、改正社会福祉法が全面施行され、これを契機として、高い公共性が求められる社会福祉法人として、事業運営の透明性、財務規律の強化を進めるとともに、社会福祉法人・福祉施設等との協働により地域福祉を推進することなどの役割が期待されています。

今年、本会は法人認可50年の節目の年となります。今年度も町と一体的に策定した「門川町地域福祉総合計画(平成27年度～平成31年度)」に基づき、各地区の福祉推進委員会を中心に地域福祉活動の一層の推進を図っていきます。

また、今年度、介護報酬改定により本会の財政は引き続き大変厳しい状況がありますが、独立採算の経営理念のもと安定的かつ継続的な事業運営に努めていきます。

以上を基本方針として、広く町民や社会福祉等関係者、町当局に支えられた「公共性」と民間組織としての「自主性」を併せ持つ組織力を生かして、役・職員一丸となって地域福祉の推進に努めていきます。

2. 重点目標

- 地区福祉推進委員会活動の推進
- 総合事業の推進
- 介護予防事業の推進
- 介護保険事業の推進
- 安定的経営と財政基盤の強化

3. 事業の展開

1) 地域福祉事業の推進

(1) 第4次地域福祉活動計画(平成27年度～平成31年度)の推進

- ・社会福祉協議会事業評価の実施(年1回)
- ・社会資源の整理とニーズの把握【新規】

(2) 地域での見守り交流活動支援

①地区福祉推進委員会活動の推進

各地区の地区福祉推進委員会活動が充実するよう各種支援活動を行います。

- ア 一斉改選に伴う地区福祉推進委員研修の実施（全地区 7月～9月）
- イ 地区福祉推進委員長会の開催（年2回）
- ウ 小地域見守り活動の充実（安心カード登録者台帳更新）
- エ 活動費の助成（推進委員会活動助成、自主活動助成、年末年始事業助成）
- オ 門川町保健福祉大会の開催（3年に1回 町・社協・共募共催）
- カ 福祉バス運行事業【町受託事業】
地区福祉推進委員会の活動支援として福祉バスの運行を行います。

②福祉意識の高揚

住民への広報活動やイベントを通し、福祉意識の高揚を図ります。

- ア 第25回福祉ふれあい祭りの開催
- イ 門川町保健福祉大会の開催【再掲】
- ウ 情報提供の充実
 - ・社協だよりの発行（毎月発行）
 - ・町内掲示板、班回覧の活用
 - ・ホームページによる情報提供

③生活支援コーディネーター事業の受託【町受託事業】

- ア 社会資源の整理とニーズの把握【再掲】
- イ 門川町支え合う地域づくり協議体の企画・運営
- ウ サービス開発に関する基盤づくり
- エ 生活支援コーディネーターに関する研修会の参加
- オ 地域ケア会議への出席（助言者）

（3）総合相談事業の実施【町受託事業】

住民の福祉問題及び生活全般にかかわる相談事業の推進を図ります。

- ①常設相談員の配置
- ②無料弁護士相談の開設（毎月第3火曜日）
- ③総合相談センターだよりの発行（毎月発行 社協だより）

（4）生きがいづくり・介護予防事業の実施

高齢者等に対し健康・介護予防活動の推進を図ります。

- ①ふれあい交流事業の実施
高齢者等の介護予防を目的に福祉センターでカラオケ等レクレーション活動を行います。尚、次年度以降の実施について検討を行います。
- ②福祉バスの運行事業【再掲】
- ③高齢者スポーツ活動助成

高齢者スポーツ団体に対し大会等の活動助成を行います。

(5) 住民主体のボランティア活動の推進

① ボランティアセンター事業の推進

- ア ボランティアセンターに関する検討会の実施
- イ ボランティア需給・調整・相談業務の充実
- ウ ボランティア活動に関する情報提供の充実（社協だより）

② 福祉教育の推進

- ア 社会福祉普及推進校の指定（町内小・中・高 全校）
- イ 社会福祉普及推進校連絡会の開催
- ウ ふくし体験サポーター養成研修の開催
- エ 夏休みボランティア体験事業の実施
- オ 活動費助成

③ 子ども見守りネットワーク事業の推進

児童・生徒への安心・安全な地域づくりを目指します。

- ア 子ども見守り推進会議の開催
- イ 子ども見守り活動の広報の充実
- ウ 登下校時の見守り活動の強化
- エ 青色回転灯装備車の巡回運行（新学期開始時、下校後等）

④ 災害ボランティアに関する事業の推進

- ア 災害ボランティアに関する研修会の実施（年1回）
- イ 災害ボランティア推進協議会の開催（年2回）
- ウ 地域福祉支援システムの活用（行政及び民生委員との連携）
- エ 災害ボランティアの啓発・広報

⑤ 住民参加型在宅福祉サービスの推進

住民相互の支えあい・たすけあい活動を支援します。

- ア 住民参加型在宅福祉サービス「たんぽぽ会」活動支援
（家事援助、身体介護、子育て支援）

- イ おたすけ会員（仮称）研修会の開催
高齢者等の家事援助等を行う人材を育成します。

(6) 関係機関・団体とのネットワーク形成

① 福祉団体の育成支援事業の推進

福祉団体、当事者団体等の育成・支援を行います。

- ア 事務局業務
民生委員児童委員協議会、高齢者クラブ連合会、
ボランティア連絡協議会、門川町共同募金委員会
- イ 活動費の助成
福祉団体・サークル等活動助成

②関係機関との連携及び会議の開催

- ア 町内福祉施設・事業所との連携
- イ 子ども見守りネットワーク推進会議【再掲】
- ウ 災害ボランティア推進協議会【再掲】
- エ 地域福祉コーディネーター連絡会の開催（年1回）
- オ 日向・東臼杵ブロック社協連協事業への参加

(7) 低所得者支援及び日常生活支援

①門川町成年後見事業【町受託事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方等の判断能力が低下した方に対し、法人として成年後見人、保佐人または補助人となり、その方の財産管理や身上監護を行う。

- ア 成年後見センターかどがわの運営
- イ 成年後見センターかどがわ運営委員会の開催
- ウ 契約と支援
- エ 人材育成（法人後見支援員の育成、専門員研修の参加）

②資金貸付事業

- ア たすけあい金庫貸付事業
- イ 生活福祉資金貸付業務【県社協受託事業】

③日常生活自立支援事業の実施【県社協受託事業・町補助事業】

認知症・知的障がい者・精神障がい者などの判断能力が不十分な方の金銭管理等を支援いたします。（専門員の配置、生活支援員による生活支援）

④生活困窮者支援に関する取り組み

- ・生活支援品支給事業（フードバンク等）の実施
- ・宮崎県北部福祉こどもセンターとの連携
- ・関連研修への参加
- ・みやざき安心セーフティネット事業の協力

⑤福祉用具貸出事業

(8) 子育て支援事業の実施

子育て家庭に対して育児及び保護者の支援を図ります。

○放課後児童対策事業（児童クラブ 門川小・五十鈴小・西門川小）【町受託事業】

校区名	実施場所
門川小学校区	中央公民館
五十鈴小学校区	五十鈴小学校
西門川小学校区	西門川児童館

(9) 住民主体の障がい者支援活動の実施

①コミュニケーション支援事業（手話通訳派遣）【町受託事業】

②専門ボランティアの育成支援
手話勉強会、点訳活動支援

③点訳版 社協だよりの作成

2) 在宅福祉事業の推進

高齢者・障がい児者の尊厳の保持と自立支援の基本理念を推進しながらより質の高いサービスを提供できるよう体制を整え実施していきます。

今年度は、介護保険法及び障害者総合支援法等の改正で、利用効果の見えるサービスが期待されています。そのような中、在宅福祉係では利用者の心身機能の向上及び介護度改善を目指していきます。

(1) 居宅介護支援事業の推進

居宅介護支援事業は介護保険サービスのみならず近隣住民、福祉推進委員、民生委員児童委員などの地域力をコーディネートしていく必要があります。

さらなるケアマネージャーの資質の向上を目指しながら、サービスを提供していきます。

○相談援助及びケアプランの作成

(2) 通所介護（デイサービス）事業の推進（事業実施日 月～土 元日を除く）

利用者の状態に合わせた個別メニューの提供や評価を行い、質の高いサービスの提供に努めます。尚、独自の運動メニューで個別機能訓練・運動器機能向上に取り組んでいきます。

①通所介護の実施（要介護利用者対象）

②第1号通所事業（通所型サービス）の実施

③基準該当生活介護事業の推進（重度障がい者対象）

(3) ホームヘルプサービス事業の推進（事業実施日：365日）

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、利用者のできることを利用者とともにしながらホームヘルプサービスを実施し、質の高いサービスの提供を目標とした職員体制の確保、質の向上に取り組めます。

①介護保険法の訪問介護（ホームヘルプサービス）の充実

- ア 訪問介護の実施（要介護利用者対象）
- イ 第1号訪問事業（訪問型サービス）の実施

②障害者総合支援法のホームヘルプサービスの充実

- ア 居宅介護事業（ホームヘルプサービス）の実施
- イ 重度訪問介護事業の実施
- ウ 移動支援事業の実施
- エ 同行援護事業の実施

(4) 配食サービス事業の推進（事業実施日：365日）

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び障がい者世帯の方々に対し、介護予防や低栄養改善を目的に昼食及び夕食の配達を行うとともに、安否確認等の見守り活動を実施します。また、低栄養改善のためにチェック表を活用し、配食サービスの効果を明確にしていきます。

- 昼食及び夕食の配達（受託事業）
- 定期訪問による食のアセスメント

3) 地域包括支援センター事業

少子高齢化の進展に伴い、地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者が生きがいを持って暮らし続けられる仕組みづくりに努力して参ります。

(1) 一般介護予防事業

可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

①介護予防教室

- 各地域において、介護予防に関する教室を実施

②いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操、しゃきしゃき百歳体操

- 体操の普及・啓発・継続支援
- 百歳体操交流会の開催
- 百歳体操サポーターの養成・活動支援
- 百歳体操サポーター交流会の開催

③いきいきサロン活動支援

- メニューの提供等活動の活性化支援
- サロンサポーターの養成・活動支援
- サロン間交流会の開催

④ノルディックウォーク教室

- ノルディックウォークの普及・啓発・定期評価・継続支援
- ノルディックウォーク交流会の開催

⑤スクエアステップ教室

- スクエアステップの普及・啓発・継続支援
- スクエアステップサポーターの養成・活動支援

⑥パワーリハビリ教室

- パワーリハビリテーションの指導・助言・定期評価・継続支援
- パワーリハビリサポーターの養成・活動支援

⑦疾患別既往者サロン

- 悪化、再発防止を目的とした講話等自己管理支援

⑧参加者の個別機能評価

- 地区公民館において、高齢者等の機能評価を定期的に実施

(2) 認知症施策支援事業

- ①認知症に関する研修会の開催
- ②認知症サポーター養成講座の開催
- ③認知症高齢者等徘徊模擬訓練の開催
- ④徘徊ネットワーク・SOSネットワークとの連携

(3) 認知症初期集中支援事業

- ①認知症初期集中支援チームとの連携
- ②認知症高齢者の実態把握

(4) 包括的支援事業

- ①高齢者相談支援
- ②地域におけるネットワークとの連携及び支援
- ③高齢者支援に関する情報発信
- ④関係機関との連携

⑤権利擁護業務

- ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用支援
- イ 高齢者虐待への対応
- ウ 消費者被害の防止

⑥高齢者支援担い手の育成及び活動支援

(5) 介護保険事業

- ①介護予防ケアマネジメント業務
- ②介護予防支援業務

4) 障がい者支援事業の推進

障がい児・者が地域で自立した生活が継続できるよう、仕事、経済、将来、福祉制度やサービス等について、心身の状況、周囲の環境、その他の実情に合わせて、一人ひとり個別の支援を行います。また関係機関への情報提供、研修会の実施、連携に努め、障がい児・者の社会参加や円滑な地域生活をサポートできる環境作りに努めます。

(1) 障がい者相談支援事業の推進

①総合相談支援業務

- ア 相談窓口の設置と個別訪問実施
- イ 困難事例ケース検討会の実施
- ウ 障がい児者の実態把握とニーズ調査
- エ 門川町幼稚園・保育園等訪問相談
- オ 障がい児者支援に関する研修会の開催

②権利擁護業務

- ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進
- イ 虐待防止のための早期発見及び意識啓発

③障がい児者関係機関との連携

- ア 障がい児者関係機関連絡会の開催
(関係機関との連携強化及び研修、日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会の補助機関として取り組み)
- イ 特別支援学校との連携
- ウ 日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会への参加
- エ 就労生活支援担当者会議への参加

④指定相談支援事業の実施

指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業の実施（計画立案）

(2) 地域活動支援センター事業の実施

地域の障がい児・者に、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進して、活動的な地域生活が営めるよう支援します。

5) 法人経営体制の充実

(1) 役員会、評議員会の充実、職員の資質向上

- 役員会（理事、監事）、評議員会において、社協事業の理解を深め、公明な法人運営に努めていきます。
- 会計事務所、本会監事による監査を実施し事業の適正な運営、経営に努めていきます。
- 職員研修会を開催し、資質向上を図るとともに働きがいと魅力ある職場を築き専門職の確保と人材育成に努めていきます。
- 職員自らボランティア活動に積極的に取り組み、ボランティア意識を高め、質の向上に努めていきます。

(2) 財政基盤の強化、経営の適正事務管理

- 長引く景気の低迷や行財政改革等の影響による補助金等の削減、介護保険事業においては、報酬改定等により一層の収入の落ち込む中、自主財源確保と経費削減を進めていく必要があります。
社協会費、赤い羽根共同募金などの独自の自主財源確保の推進を図るとともに国、県及び民間法人等の助成事業の活用などを積極的に進め、安定的な財政基盤の確立を目指していきます。あわせて、効率的な予算執行・事業の見直しによる歳出の削減に努めていきます。
- 会計基準に基づいた経理規程により、適正な予算執行をおこないます。
- 会計事務所との委託契約により、税務・財務管理及び経営全般について適正な事務管理に努めます。

(3) 赤い羽根共同募金運動の展開

- 宮崎県共同募金会門川町共同募金委員会事務局として「赤い羽根共同募金運動」をおこない、寄付が福祉への参加の一つへの方法として認識され、定着していくよう取り組みます。
- 共同募金運動（10月から12月）
- 共同募金委員会の開催
- 「赤い羽根共同募金だより」の発行（3月）

(4) 情報提供の推進

社会福祉法人は社会福祉事業等を行う特殊性から定款、財務状況等については、法人自らが公表することが責務となっております。健全な経営を推進していくために、より一層地域住民の視点に立った事業を展開し、本会社協だより、ホームページ等において積極的に情報提供等を行い、説明責任を果たしていきます。

(5) 情報公開制度の推進

住民がいつでも必要な情報を入手できるよう、本会情報公開規程に基づき情報公開の推進を図っていきます。

○「社協だより」の発行【再掲】

○ホームページによる情報提供の充実

(6) 苦情解決への取り組み

福祉サービス利用者をはじめ地域住民からの苦情について、苦情解決責任者、第三者委員を位置付け、適切な対応を図ることにより、個人の権利を擁護するとともに利用者等の満足感を高め本会への信頼を確保し、福祉サービスの質の向上を図ります。

(7) 施設管理

門川町総合福祉センターの指定管理者として、官民連携の精神に基づき、「住民サービスの向上」「財政コストの削減」等適正・効率的な管理運営に努めていきます。

(8) 労務管理

○社会保険労務士との委託契約により適正な労務管理に努めます。

○「仕事と家庭の両立応援宣言」に基づき、職員が働きやすい職場づくりを目指します。

○労働安全衛生法で義務付けされている職員へのストレスチェックを実施し、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止に努めていきます。また、職員自己申告、個別面談を通じ現状を把握することで業務改善等労務管理を行います。

○職員の意見を反映し、可能な限り福利厚生の実施を図ります。

(9) 福祉人材育成

福祉に関心のある児童・生徒、及び福祉職を目指す実習生等の受け入れを積極的に行い、福祉人材を育成します。

平成30年度職員研修計画

1. 職員研修の方針

地域福祉推進の中核的存在としての社協の理念・目標が職員全員で共有化されるとともに、社協が目指す公正・公平で良質なサービスを提供できる職員の育成を目的に実施します。

2. 職員研修の重点項目

- ①複雑、多様化する福祉ニーズに応え、専門的、創造的能力等の研修を計画的に実施し、時代に即応できる職員を育成します。
- ②良質なサービス提供をめざして、専門的ケアマネジメント研修を定期的を実施します。
- ③リーダーシップの養成、的確に対応できる危機管理能力等の育成を定期的を実施します。

3. 職員研修の具体的計画

①職場内研修

- 社協事業、経営状況等研修会（6月）
- メンタルヘルス研修会
- 交通安全研修会
- 職員自らの企画研修会の支援

②職場外研修

- 県社協等関係機関が実施する研修会への積極的参加
- 専門資格取得の推進、専門職団体の研修会への支援
- リーダー育成や他の事業所の現場実習